

# 青森県報

第八百二十八号

令和六年  
十月十八日  
(金曜日)

## 目次

### 規 則

○青森県民有林野造林補助規則の一部を改正する規則……………(林政課) ……一

### 告 示

○令和六年度青森県一般会計補正予算(専決第一号)の要領(財政課) ……一

○飼料の試験の結果の概要……………(畜産課) ……二

○保安林の指定予定……………(林政課) ……三

### 公 告

○政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表……………(会計管理課) ……四

### 出先機関

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(上北地域民局) ……四

## 規 則

青森県民有林野造林補助規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

### 青森県規則第四十五号

#### 青森県民有林野造林補助規則の一部を改正する規則

青森県民有林野造林補助規則(平成十年三月青森県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号を次のように改める。

二 特定機能回復事業

#### 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の青森県民有林野造林補助規則の規定は、令和六年度分の補助金から適用し、令和五年度分までの補助金については、なお従前の例による。

## 告 示

### 青森県告示第五百四十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十九条第一項の規定に基づき令和六年十月九日専決処分した令和六年度青森県一般会計補正予算(専決第一号)の要領は、次のとおりである。

令和六年十月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

令和6年度青森県一般会計補正予算（専決第1号）

令和6年度青森県一般会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ995,761千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ707,445,838千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
款	項			
10	国庫支出金	107,709,850	995,761	108,705,611
3	委託金	1,471,355	995,761	2,467,116
歳 入 合 計		706,450,077	995,761	707,445,838
歳 出		補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
款	項			
2	総務費	32,719,115	995,761	33,714,876
6	選挙費	86,033	995,761	1,081,794
歳 出 合 計		706,450,077	995,761	707,445,838

青森県告示第五百四十九号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項の規定により令和六年七月九日、同月十一日及び同年八月二日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

令和六年十月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称	製造（輸入）年月	試 験 項 目	違反の有無及び違反の内容
みちのく飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24の9	同左	雪印配合飼料 洋野指定	6.7	粗たんぱく質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、リン、TDN、水分	無
みらい飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24の6	同左	IC31仕上	6.7	粗たんぱく質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、リン、ME、水分	無
みらい飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24の6	同左	中印大さう育成用配合飼料ABC大さ	6.7	粗たんぱく質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、リン、ME、水分	無
みらい飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24の6	同左	DAI真健前期-1 (EXM)	6.7	粗たんぱく質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、リン、ME、水分	無
中部飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24の5	同左	中印ブローイラー肥育後期用配合飼料中印仕上マッシュ	6.7	粗たんぱく質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、リン、ME、水分	無
中部飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24の5	同左	中印ブローイラー肥育前期用配合飼料フレター	6.7	粗たんぱく質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、リン、ME、水分	無
中部飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の5	同左	中印ブローイラー肥育後期中部用配合飼料EX P	6.7	粗たんぱく質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、リン、ME、水分	無

青森県告示第五百五十号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

令和六年十月十八日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 保安林予定森林の所在場所

- 十和田市大字深持字家ノ上七六の一、七六の二、字梅山一の三四五、一の三八
- 二、一の三九五、一の四八二から一の四九二まで、一の五一一から一の五二七ま
- で、一の五二九、一の五七〇、一の五七一、一の五八七から一の五九四まで、一の
- 六九三、一の七一一、字長塚二二の五、九〇の三、字如来堂二〇の一、二〇の三、

一二五の一、一二五の三から一二五の五まび、字舟沢二〇〇、二〇一

二 保安林指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
    - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

令和六年七月から同年九月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

令和六年十月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

出 先 機 関

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和六年十月十八日

上北地域県民局長 千 葉 健 夫

一 物品等の名称及び数量

凍結防止剤供給単価契約 千四十トン程度

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

上北地域県民局地域整備部

十和田市西十二番町二〇の二二

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和六年九月二十七日

五 落札者の名称及び住所

株式会社吉田産業

八戸市大字廿三日町二

六 落札金額

二十五キログラム入り一袋当たり千二百九十八円

七 落札者を決定した手続

購入物品に要求する品質及び規格等が満たされていると判断された品質規格仕様書を提出し、かつ、物品の購入に係る予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和六年八月十六日

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭